

非常勤職員（障害者雇用）の公募情報

鹿児島地方気象台では、障害者雇用を推進するため、障害を有する方を対象とした非常勤職員の募集を行います。勤務内容・勤務条件等は下記のとおりです。

1. 主な職務内容について

出勤簿の管理、文書の受付、郵便物の仕分け、
来客対応、報道記事の確認・収集、
観測施設の整備（芝刈等）、
パソコンを使った資料の作成、データ入力、
会議などで使用する資料のコピー、ファイリング 等

なお、担当いただく具体的な業務内容や実際に仕事をするに際して希望される配慮措置については、双方で話し合いを行いながら、障害の状態や職場の状況に応じて決めていきます。

2. 勤務地について

鹿児島地方気象台
鹿児島県鹿児島市東郡元町4 - 1

3. 募集人員

1名

4. 庁舎の設備状況

- | | |
|-----------|------------|
| ・エレベーター：有 | ・障害者用トイレ：有 |
| ・洋式トイレ：有 | ・車椅子での移動：可 |
| ・階段手すり：有 | ・各階標示の点字有 |

5. 雇用予定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

雇用開始日については、応相談。

雇用予定期間後、勤務成績が良好など一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。（公募によらない再採用は連続2回まで可。）

6. 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務日

月曜日から金曜日(休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

(2) 勤務時間

8時30分から17時15分まで

(休憩時間：12時から13時)

1日の勤務時間及び開始時間・終了時刻は週30時間以上の範囲で応相談。

7. 休暇・休業等

(1) 年次休暇

採用日から6箇月以上継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合、次の1年間に10日の年次休暇(有給)を取得可

(2) 年次休暇以外の休暇として、事情に応じた有給・無給の特別休暇

8. 給与等

(1) 月例給与

日給：7,210円～9,530円(1日7時間45分勤務の場合)

(2) 通勤手当：常勤職員と原則同様(月額55,000円以内)

(3) 賞与：採用時期により支給されます。

(6月期最大1.475 12月期最大1.625)

(4) 超過勤務手当：実績に応じて支給されます。

9. 保険等

採用されてから1年以内は、健康保険に加入。

(フルタイムで、1年以上雇用された場合は、共済組合に加入)

その他、雇用保険、厚生年金に加入。

10. 採用面接について

書類選考の上、面接及びエクセル・ワード実技試験を行い、採用者を決定。

- 1 1 . 応募資格 高校卒業以上で、次に掲げる手帳等の交付を受けている者
- (1) 身体障害者手帳又は都道府県の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - (2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - (3) 精神障害者保険福祉手帳

なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 3 8 条の規定により国家公務員になることができない者
 - 成年被後見人、被保佐人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

1 2 . 応募方法

応募受付期間：平成 3 1 年 2 月 2 2 日（金）必着。

下記連絡先まで、履歴書（顔写真添付）と職務経歴書（様式任意）を送付してください。

書類審査後、面接日時をご連絡します。

（応募者多数の場合、応募締切前に募集を締切らせていただく場合もありますので、ご了承をお願いします）

業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

支援機関を利用している方は、支援機関の名称・支援者の分かる内容を応募書類にご記入ください。
選考後、応募書類は返却いたしません。

連絡先：〒890-0068 鹿児島市東郡元町4-1
鹿児島地方气象台（TEL:099-250-9911）